



～地域社会が一体となって、
子どもや子育て家庭を支援していくために役割を決めました～

保護者

- ・子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めます。
- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行います。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えます。



市民（地域・子ども会・NPO等）

- ・地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めます。
- ・こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努めます。



学校園等関係者

（小中高校・子ども園等）

- ・こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めます。



こども⇒笑顔
子育て家庭⇒安心



関係機関

警察
児童相談所
医療機関 等



関係協議会

青少年問題協議会
要保護児童対策
地域協議会 等

市

- ・こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施します。
- ・保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行います。



事業者（企業・商工会・組合等）

- ・職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるように、就労環境の整備に努めます。
- ・こどもの育ちを支援する活動に協力するよう努めます。



条例の本文などは西脇市の
ホームページでご覧になれます。

HP : <http://www.city.nishiwaki.lg.jp/>



西脇市 福祉部 こども福祉課
〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605番地
TEL : 0795-22-3111 FAX : 0795-22-6037
Eメール : jidoufukushi@city.nishiwaki.lg.jp